

特別管理産業廃棄物にはこの様式はありません。

様式第1号(1) (第九条の二第一項第二号関係) (第十条の四第一項第二号関係)

産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)

収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)	最終処分
積替え・保管を (含む・含まない)		○

2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)

産業廃棄物の種類		新規 現行	変更 追加	備考
1	燃え殻 (判定基準に適合しないもの)			
2	汚泥 (判定基準に適合しないもの)			含水率 85%以下に限る。 該当・非該当
3	廃油			
4	廃酸			
5	廃アルカリ			
6	廃プラスチック類			
	廃プリント配線板			
	廃容器包装			
	自動車等破砕物			
7	紙くず			
8	木くず			
9	繊維くず			
10	動植物性残さ			
11	動物系固形不要物			
12	ゴムくず			
13	金属くず			
	廃プリント配線板			
	鉛蓄電池の電極			
	鉛製の管又は板			
	廃容器包装 自動車等破砕物			
14	ガラスくず, コンクリートくず は除去に伴って生じたものを除く			安定型最終処分場で処理できる鉱さいは、溶融処理生成物に限られます。
	廃ブラウン管			
	廃石膏ボード			
	廃容器包装 自動車等破砕物			
15	鉱さい			
16	がれき類	○		建物の解体等から排出される産業廃棄物を取り扱う場合で、石綿含有廃棄物を含む場合は、○印をつけてください。
17	動物のふん尿			
18	動物の死体			
19	ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)			
20	産業廃棄物処理物			
21	輸入された廃棄物			
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む場合	○		6~9, 12~14, 16に係るものに限る。
	水銀使用製品産業廃棄物を含む			
	水銀含有ばいじん等を含む			1, 2, 4, 5, 15, 19に係るものに限る。

注1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、それぞれ○印を付ける。

3 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、それぞれ○印を付ける。

4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、別葉で作成する。

取り扱う産業廃棄物の種類の中に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む場合は、○印をつけてください。